

「民泊新法」に係る「教育民泊」の県条例の規制緩和を求める意見書

平成 30 年 6 月 15 日に民泊新法が施行され、「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」も同法に基づき、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するために制定されました。施行から一年以上たち生活環境の悪化防止に一定の改善は見られるが、懸念された課題が浮かび上がっています。条例の制定で、これまで行ってきた教育民泊事業が存亡の危機に直面し関係者は大きな危機感を持っています。本市においては、10 年以上にわたり修学旅行生を受け入れる教育民泊を実施し、現在では年 1 万人以上の受入数となり、さまざまな方面から高い評価を受けています。多感な時期の中高校生の糸満の民家で迎え、家族と一緒にありのままの糸満の暮らし、文化、歴史、自然を体験することで、糸満が子供たちにとって第二の故郷となり、その後もリピーターとして沖縄を訪れています。感受性の強い思春期の子供たちが市内の各家庭での「教育民泊体験」を通してウチナーのチムグクルに触れ、さまざまな糸満の魅力を知ることによって将来の観光振興にも大きな役割を担います。ちなみに平成 30 年度は、約 43 万人の修学旅行生が本県を訪れ、そのうちの 2 割が民泊を体験しています。本県の平和発信の地としての平和学習、食の地産地消、琉球舞踊、サンシン体験や地元の見どころの紹介を推奨し、県経済・観光にも大きく寄与しています。また、子供たちを受け入れることで高齢者の生活にも生きがいを与え健康の増進にも貢献しています。

「民泊新法」では週末しか受け入れができないなどの制約があり、民泊家庭は「教育民泊」ができなくなる状況が生まれ、「教育民泊」の受け入れ民泊家庭が不足するという事態が起こっています。県内の修学旅行の受入先が減ると、県経済や観光振興に大きな打撃を与えるのではと危惧します。

県条例では、本来、通常の営利目的の「民泊」と学校行事の一環である体験教育としての修学旅行生を受け入れる「教育民泊」とは次元が違うのに同一に適用しています。本来、視点を変えて論じられるべきであり、県条例を同様に適用すべきではないと考えます。民泊家庭は、高邁な理念を持ち、県外から訪れる児童生徒たちに、これまで恒久平和発信の地、沖縄県から平和学習や伝統文化・食文化等を県外の方々に伝えていきます。しかし、県条例の制定により、関係者が苦境に追い込まれています。教育民泊従事者が、自信と誇りを持ち、安心して希望を持って働けるような県づくりのためにも先人たちが鋭意努力し、誠心誠意ウチナーのチムグクルを伝えてきた民泊家庭のチムグクルを酌み取り、今日まで継続発展させてきた「教育民泊」事業を停滞させることなく、これからも健全で合法的な「教育民泊」が続けられることを願い、本市議会は下記のとおり要請します。

記

- 1 民泊新法の「教育民泊」に限り、沖縄県条例の「曜日規制及び学校周辺区域規制」の緩和策を早急に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9 月 30 日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事

「民泊新法」に係る「教育民泊」の県条例の規制緩和を求める決議

平成 30 年 6 月 15 日に民泊新法が施行され、「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」も同法に基づき、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するために制定されました。施行から一年以上たち生活環境の悪化防止に一定の改善は見られるが、懸念された課題が浮かび上がっています。条例の制定で、これまで行ってきた教育民泊事業が存亡の危機に直面し、関係者は大きな危機感を持っています。本市においては、10 年以上にわたり修学旅行生を受け入れる教育民泊を実施し、現在では年 1 万人以上の受入数となり、さまざまな方面から高い評価を受けています。多感な時期の中高校生の糸満の民家で迎え、家族と一緒にありのままの糸満の暮らし、文化、歴史、自然を体験することで、糸満が子供たちにとって第二の故郷となり、その後もリピーターとして沖縄を訪れています。感受性の強い思春期の子供たちが市内の各家庭での「教育民泊体験」を通してウチナーのチムグクルに触れ、さまざまな糸満の魅力を知ることによって将来の観光振興にも大きな役割を担います。ちなみに平成 30 年度は、約 43 万人の修学旅行生が本県を訪れ、そのうちの 2 割が民泊を体験しています。本県の平和発信の地としての平和学習、食の地産地消、琉球舞踊、サンシン体験や地元の見どころの紹介を推奨し、県経済・観光にも大きく寄与しています。また、子供たちを受け入れることで高齢者の生活にも生きがいを与え健康の増進にも貢献しています。

「民泊新法」では週末しか受け入れができないなどの制約があり、民泊家庭は「教育民泊」ができなくなる状況が生まれ、「教育民泊」の受け入れ民泊家庭が不足するという事態が起こっています。県内の修学旅行の受入先が減ると、県経済や観光振興に大きな打撃を与えるのではと危惧します。

県条例では、本来、通常の営利目的の「民泊」と学校行事の一環である体験教育としての修学旅行生を受け入れる「教育民泊」とは次元が違うのに同一に適用しています。本来、視点を変えて論じられるべきであり、県条例を同様に適用すべきではないと考えます。民泊家庭は、高邁な理念を持ち、県外から訪れる児童生徒たちに、これまで恒久平和発信の地、沖縄県から平和学習や伝統文化・食文化等を県外の方々に伝えていきます。しかし、県条例の制定により、関係者が苦境に追い込まれています。教育民泊従事者が、自信と誇りを持ち、安心して希望を持って働けるような県づくりのためにも先人たちが鋭意努力し、誠心誠意ウチナーのチムグクルを伝えてきた民泊家庭のチムグクルを酌み取り、今日まで継続発展させてきた「教育民泊」事業を停滞させることなく、これからも健全で合法的な「教育民泊」が続けられることを願い、本市議会は下記のとおり要請します。

記

- 1 民泊新法の「教育民泊」に限り、沖縄県条例の「曜日規制及び学校周辺区域規制」の緩和策を早急に講じること。

上記のとおり決議する。

令和元年 9 月 30 日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県議会議長